

医薬保健学総合研究科創薬科学専攻博士前期課程における  
「特定の課題についての研究の成果」に関する審査基準

令和5年1月11日薬学系領域委員会承認

医薬保健学総合研究科創薬科学専攻博士前期課程における「特定の課題についての研究の成果」は、以下の内容について、審査基準に基づき総合的に審査し合否を決定する。

1) 内容 実用化された（または実用化が確実な）製品または医薬品等を在学期間中に開発すること。さらに、その内容をリサーチペーパーでまとめること。

2) 審査基準

○ リサーチペーパーの体裁

- ・ 題目は論文内容を正確に表しているか。
- ・ 論文要旨は、論文内容を適切に説明しているか。
- ・ 研究背景、方法、結果、考察等、適切に項目を立てて論じているか。
- ・ 図表は明確に示されているか。
- ・ 引用論文の書式は適切か。

○ リサーチペーパーの学術的評価

- ・ 製品や医薬品等の実用化が確実又は実用化されているか。
- ・ 新規性や有効性のある製品や医薬品か。
- ・ 仮説や目的に対して、研究アプローチは適切か。
- ・ 結果の記述は明確かつ適切か。
- ・ 方法、結果は必要な内容を説明するために十分であるか。
- ・ 考察は適切か。
- ・ 引用論文は適切か。
- ・ 必要な倫理審査手続きが取られているか。